

川崎市立井田病院で使用する内視鏡下手術支援ロボット装置の保守業務委託
仕様書

1 目的

本件は内視鏡下手術用支援ロボット装置の保守業務について、専門的な知識と技能を有する受注者へ委託することにより、医療機器の機能を適切に維持管理し、もって市立病院における患者サービスの一層の向上に寄与することを目的とする。

2 委託期間

納入（検収）日から 12 か月間の無償保証期間を含む 6 年間

3 履行場所

川崎市中原区井田 2-27-1 川崎市立井田病院

4 保守業務対象機器 内視鏡下手術用支援ロボット装置一式

- ① 手術用ロボットアーム
- ② 術者操作部システム
- ③ モニタービジョンシステム
- ④ 内視鏡
- ⑤ アーム等洗浄機

5 委託料の請求

受注者は、委託業務完了届の検査を受けた後、川崎市の指定する方法により請求するものとする。委託料は納入（検収）日から 12 か月（1 年）間の無償保証期間終了後から発生するものとし、3 か月毎に年 4 回分割として請求すること。

また、定期保守点検後の委託料請求時には報告書を添付すること。

なお、1 か月に満たない日数の取り扱いについては、日割り又は月割りで計算すること。

6 受注者が備える条件

- 6-1 通常の使用で発生した故障の修理及び保守点検等の保守メンテナンスは、システムを熟知した製造及び販売メーカー（以下「メーカー」、「保守メンテナンス会社」という）が実施すること。
- 6-2 保守メンテナンス会社のエンジニアは、メーカーのメンテナンス研修を終了している者であること。
- 6-3 故障発生時に、早急な復旧を可能にするサービス体制を有すること。

7 保守内容

通常の使用において発生した故障の修理及び保守点検を実施する。

また、保守点検とは、障害発生防止のための定期保守及び故障発生等の点検のことをいい、各装置の調整、修理、清掃、及び老朽化している部品の交換等を行う。

7-1 サービス体制・保守体制に関して

- ① 電話対応窓口（受付時間及び電話サポート）は、年間 365 日 24 時間体制であること。
- ② 訪問対応が必要な場合は、通報を受けてから、平日（平日営業時間外、土曜日、日曜日、祝祭日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く。）については 24 時間以内に専任エンジニアの派遣を手配すること。また、平日営業時間外、土曜日、日曜日、祝祭日、12 月 29 日～1 月 3 日については翌営業日に専任エンジニアの派遣を手配すること。なお、翌営業日前に派遣を手配することも可とする。

7-2 業務報告について

- ① 基本保守業務契約期間内に行った点検、修理等すべての作業について、その都度作業内容を施設担当者へ報告すること。

7-3 保守契約について

- ① 無償保証期間 1 年間を含む 6 年間の複数年契約をすること。
- ② 検収後 1 年間は保証期間とし、正常な使用状態において発生した障害については、無償対応とすること。
- ③ ソフトウェアのバージョンアップデート及び機能の追加を伴わないハードウ

エアのアップデートを継続的に提供し、その費用は本調達に含むこと。契約期間内に既存機能に対する技術変更が行われた場合は、本調達物品に適用すること。

- ④ 故障時及び点検時に交換する部品の費用（内視鏡及びカメラ、アーム等洗浄機、ケーブル類を除く。但し内視鏡及びカメラ、アーム等洗浄機、ケーブル類を含むことも可とする）は、本調達に含むこと。
- ⑤ 通常の使用以外の取り扱いに起因した故障の場合は、別途費用請求を認める。
- ⑥ 内視鏡及びカメラ、アーム等洗浄機、消耗品は保守点検には含まれない。但し内視鏡及びカメラ、アーム等洗浄機、消耗品を含むことも可とする

7-4 定期保守点検に関して

- ① 定期保守点検の作業費は受注者負担とすること。
- ② 定期保守点検は、年 1 回以上行うこと。
- ③ 定期保守点検日時については原則平日 9:00～17:00 とし、施設担当者と調整すること。
- ④ 定期保守点検は、本体を使用する上で必要な項目について実施すること。

7-5 故障時の対応について

- ① 故障時の電話対応については、24 時間 365 日対応とすること。
- ② 修理訪問が必要な故障したときには、速やかに専任エンジニアの派遣を手配し修理を行い回復させること。故障時の専任エンジニアの派遣については、平日（平日営業時間外、土曜日、日曜日、祝祭日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く。）については 24 時間以内に派遣を手配すること。また平日営業時間外、土曜日、日曜日、祝祭日、12 月 29 日～1 月 3 日については翌営業日に派遣を手配すること。なお、翌営業日前に派遣の手配をすることも可とする。

8 感染防止対策

- ① 受注者は、井田病院院内感染対策マニュアル等に準じた感染防止対策を講じて、保守点検作業を行うこと。
- ② 万が一、業務従事者が感染症に感染した場合には、病院の指示に従い、当該業務従事者への処置及び他の者に感染することが無いように感染防止対策を迅速に講じること。また、当該費用については受注者の負担とすること。

9 その他

- ① その他予期せぬ事態が発生したときは、協議のうえ処置を決定する。
- ② 消費税法の改定により税率が改定された場合は、税率変更の変更契約を取り交わすこととし、契約時の税率に依らず、変更契約書に基づき税率を適用するものとする。